

鳴門教育大学課外活動共用施設管理運営規程

平成16年 4月 1日

規程第 69 号

改正 平成22年3月24日規程第54号

平成23年5月20日規程第45号

平成29年3月 8日規程第59号

平成31年3月13日規程第46号

(趣旨)

第1条 この規程は、鳴門教育大学における学生の課外活動のための共用施設（以下「共用施設」という。）の管理運営について必要な事項を定める。

(管理運営)

第2条 共用施設の管理運営責任者は、学長とする。

2 学長は、共用施設の管理運営に関する重要事項について、学生支援委員会に諮問することができる。

(使用者)

第3条 共用施設は、鳴門教育大学学生規則（平成16年規則第27号）第12条に規定する学生団体のうち、鳴門教育大学課外活動団体の認定運営等に関する要項（平成16年4月1日学長裁定）第2の規定により認定された課外活動団体（以下「団体」という。）が課外活動上必要と認められる場合に使用させるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めた場合には、その他の者についても使用させることができる。

(共用施設の用途)

第4条 共用施設は、次に掲げる用途に使用するものとする。

(1) 共用室 複数の団体が連絡室として共同で使用する。

(2) 練習室 文化系の団体の練習室として使用するほか、団体の課外活動に関する会議等に使用する。

(3) 器具庫 団体の課外活動に必要な器具を保管する。

(使用期間等)

第5条 共用施設の使用期間等は、次のとおりとする。ただし、特に学長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(1) 使用期間は、1月4日から12月28日までとする。

(2) 使用時間は、9時から21時までとする。

(使用許可期間)

第6条 共用施設の使用の許可期間は、1年以内とする。

(使用手続)

第7条 共用施設を使用しようとする団体は、別記様式の課外活動共用施設使用願（以下「使用願」という。）を学生課に提出し、学長の許可を受けなければならない。

(使用の中止)

第8条 共用施設の使用の許可を受けた団体が、その使用を中止しようとするときは、速

やかに学長に届け出なければならない。

(使用許可の取消し等)

第9条 学長は、第7条の規定により共用施設の使用の許可を受けた団体が、次の各号の一に該当すると認めるときは、使用の許可を取消し、又は使用を中止させることができる。

- (1) 使用願に虚偽の記載があったとき。
- (2) 使用目的を変更して共用施設を使用したとき又は転貸したとき。
- (3) 団体が解散した場合その他共用施設の使用を許可する必要がなくなったと認められるとき。
- (4) その他学長が必要があると認めたとき。

(職員の立入り等)

第10条 使用の許可を受けた団体は、管理上の必要から行う職員の共用施設内への立入り又は指示を拒否してはならない。

(損害賠償)

第11条 使用者が、故意又は過失により施設設備又は備品を汚損、損傷又は滅失させた場合は、直ちにその状況を届け出るとともに、原状回復に必要な費用を弁償しなければならない。

(事務)

第12条 共用施設の使用等に関する事務は、教務部学生課において処理する。

(細則)

第13条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別記様式（第7条関係）

課外活動共用施設使用願

令和 年 月 日

鳴門教育大学長 殿

団 体 名
使用責任者
所 属
学籍番号
氏 名

下記のとおり課外活動共用施設を使用したいので、許可くださるようお願いいたします。

記

使用施設名	
使用目的	
使用日時	年 月 日 () 時 分～ 時 分 年 月 日 () 時 分～ 時 分
使用人数	男 名, 女 名 合計 名
備 考	

顧問教員印

備考 規格は、A4とする。